

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 「健康保険に関する加入者情報のご案内」の配付

2024年12月2日に健康保険証の新規発行(再交付含む)を廃止し、健康保険証の新規発行を終了します。原則、「マイナ保険証」で医療機関等を受診する仕組みに変わります。

従来のお手持ちの健康保険証は、経過措置として2025年12月1日までは使用可能です。早めに「マイナ保険証」への切り替えをお願いします。

- 「健康保険に関する加入者情報のご案内(以下「資格情報のお知らせ」という)」の送付国からの依頼により「マイナ保険証」へ安心して移行してもらうため、健保が把握している加入者情報をお知らせします。**記載内容に誤りがないか確認してください。**(後日利用する可能性があるため、捨てないでください。)

配付対象：2024年9月7日(基準日)時点におけるダイフク健康保険組合加入者

配付時期：10月から順次発送

配付方法：世帯分を一括して職場宛に発送(「年間医療費のお知らせ」配付方法と同じ)

※「資格情報のお知らせ」の再発行はいたしません。大事に保管してください。

※任意継続加入分や一部のものは被保険者宛に郵送します。

※**長期不在者等が職場に届いた時は健保(大阪)へ返送ください。後日、健保から郵送します。**

※2024年9月8日以降の加入者には、後日「資格情報のお知らせ」を送付します。

■資格情報のお知らせ(イメージ)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年9月7日時点)。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	00	番号	000000	枝番	00
氏名	XXX XXX				
フリガナ	XXXX XXX				
資格取得年月日	〇〇XX年XX月XX日				
保険者名	ダイフク健康保険組合				

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次の通りですのでご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。
方が、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、ご加入の健康保険組合までご連絡ください。

**** * 0000

資格情報のお知らせ
令和6年9月7日発行
ダイフク健康保険組合
保険者番号: 06272868

記号	00	番号	000000	(枝番)	00
氏名	XXX XXX				

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

※この下に折り曲げてはがしてください。

上のカードをはがしてご利用いただくこともできます

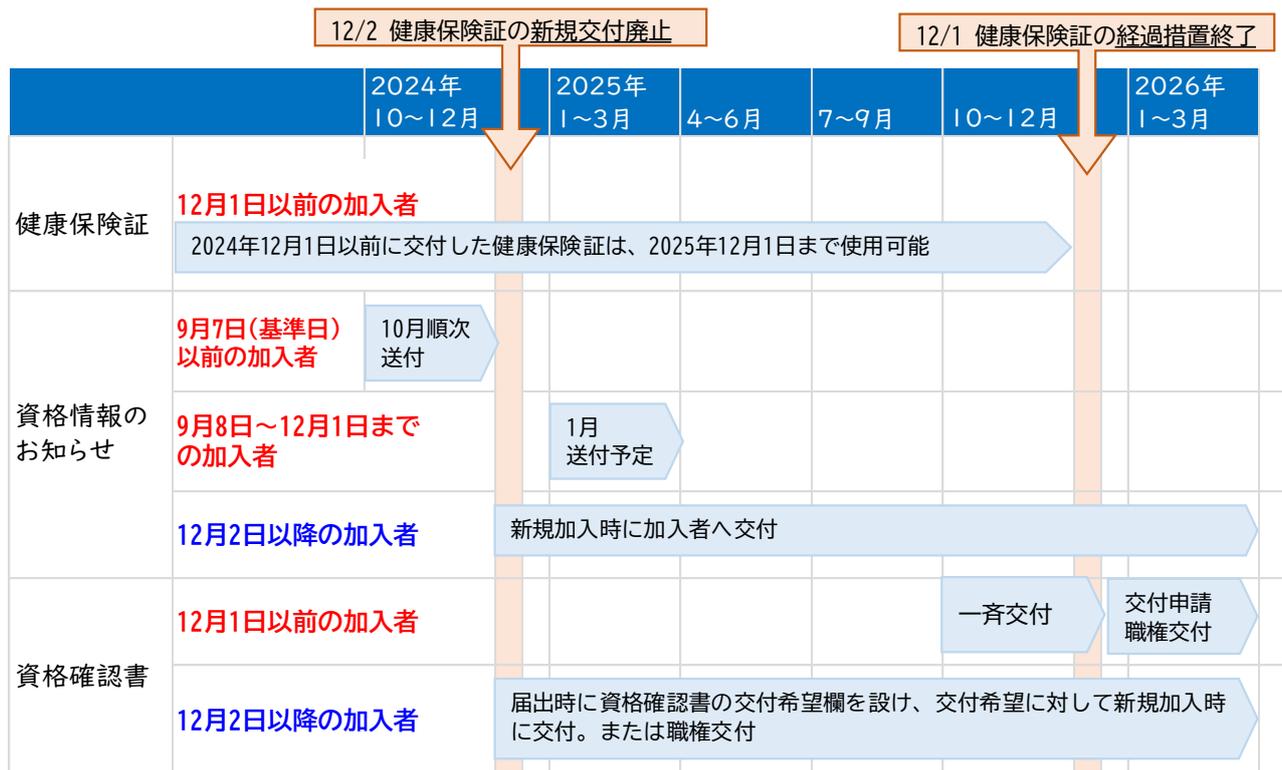
◆スマートフォンをお持ちの方
マイナポータルにログインすることで
ご自身の資格情報を確認できます。

◆アクシデントの時に
(医療機関カードリーダーの不具合など)

「資格情報のお知らせ」右下部分を
「マイナ保険証」と共に医療機関の
受付で提示して受診してください。

※「お知らせ」単体では受診できません。

■「マイナ保険証」に向けた流れ(予定)



「資格確認書」とは、マイナンバーカード未取得、または、マイナ保険証として未登録の方が、医療機関で受診する時に使用する書類です。今回配付の「資格情報のお知らせ」と異なります。詳細は後日案内します。

■「マイナ保険証(オンライン資格確認システム)」での情報データのしくみ

マイナンバーカードのICチップ又は健康保険証の記号・番号等により、オンラインで資格情報(保険種類や有効期限など)が確認できる仕組みです。2021年から日本全国で既に運用しています。

中間サーバーに登録の加入者情報を、医療機関が受診時にオンラインで確認しています。皆さんから各種届出を受けて、健保が加入者情報を中間サーバーに登録することで、オンライン資格確認システムに自動連携されます。



次回「マイナンバーカードと健康保険証の一体化について 資格確認書」を案内します。